

標 題：

日本籍船舶に対する MARPOL 73/78
附属書Ⅱ関係規則実施について

NK テクニカル インフォメーション

No. 55

昭和61年11月26日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、MARPOL73/78附属書Ⅱのばら積された有害液体物質による汚染の規制のための規則（以下附属書Ⅱという。）が、1987年4月6日から発効することはご承知のことと存じます。

日本政府においては、本年5月、附属書Ⅱの要件を国内法に取り入れるべく「海洋汚染及び海上災害防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和58年法律第58号）の一部を改正する法律」を制定、公布し、本年12月1日にはその一部を施行する予定になっています。

これをうけて弊会においても、同附属書Ⅱの要件を現行「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」（昭和58年制定）に取り入れるべく規則改正を作業中で、本年12月1日から実施する予定になっています。

改正される規則（以下、新規則という。）の概要は次の通りとなっています。

1. 新規則は、本会の船級登録をうけようとする、又はうけている日本籍船舶に適用される。
2. 本会の船級登録をうけた日本籍船舶は、船級を維持している間は国によって行われる法定検査に合格したものとみなされる。
3. 新規則の実施は1986年12月1日からとする。ただし、船の大きさ及び航路に関係なく適用される附属書Ⅱ関係規則のうち実施日より前に既に弊会の登録をうけている就航船の初回検査は1986年12月1日から1987年4月5日までの間の船主の希望する日に行う。なお、国際航海に従事しない船舶にあっては、1987年4月6日以降最初に行われる鋼船規則B編に定める定期検査又は第1種中間検査の時期とする。
4. 船舶の大きさ及び航路に関係なく、新規則で定めるA、B又はC類を運送する船舶は汚染の観点から改正されたIBCコード又はBCHコードが強制適用される。

従いまして、現在就航中の船舶で附属書Ⅱに定める有害液体物質を運送する日本籍船舶を所有されている場合、1987年4月5日までの早い時期に弊会の新規則に定める附属書Ⅱのための初回検査をうけられるようお勧め致します。

なお、初回検査受検の申込み、提出図面等は次の通りです。

1. 申込み

申込みは、「船舶検査及び証書発効等申込書」(Form AP-2A)に必要事項を記入のうえ、必要な提出図面等を添付して受検予定の弊会支部／事務所へ前広に（少くとも受検予定日の2週間前）行って下さい。

なお、申込みは本部（船体部）にても受け付けます。

また、申込みは日本政府への報告の関係上、日本人検査員の所属する事務所で受け付けることとしますのでご了解下さい。

2. 提出図面

(1) 承認用図面等（各3部）

- (a) ポンピング装置に関する図面及び資料
- (b) ストリッピング装置に関する図面及び資料（表面残留量の評価及びストリッピング残留量評価の試験方案を含む）
- (c) 喫水線下排出装置に関する図面及び資料
- (d) 受入れ施設への排出装置に関する図面及び資料
- (e) 残留物排出記録装置に関する図面及び資料
- (f) 予備洗浄装置に関する図面及び資料
- (g) 通風洗浄装置に関する図面及び資料
- (h) 貨物加熱装置に関する図面及び資料
- (i) 希釈水漲水装置に関する図面及び資料
- (j) 有害液体物質の排出のための方法と設備のマニュアル（以下P & Aマニュアルという。）
- (k) 運送予定貨物一覧表
- (l) A、B又はC類物質を運送する場合、鋼船規則B編に定める危険化学品ばら積船に要求される図面及び資料
- (m) 特定の有害液体物質を液化ガスばら積船で運送するため構造及び設備の要件を免除する場合、前（a）から（l）にかえて、次の図面及び資料
 - (i) 鋼船規則B編に定める液化ガスばら積船に要求される図面及び資料
 - (ii) 分離バラストに関する図面及び資料

(iii) ポンピング装置に関する図面及び資料

(iv) ストリッピング装置に関する図面及び資料

(表面残留量及びストリッピング残留量評価の試験方案を含む。)

(v) 通風洗浄装置に関する図面及び資料

(vi) P & A マニュアル

(vii) 運送予定貨物一覧表

(n) 油類似物質のみを油タンカーで運送するため、構造及び設備の要件を免除する場合、
前 (a) から (ℓ) にかえて次の資料

(i) 運送予定貨物一覧表

(ii) 損傷時復原性資料 (C類物質を運送する場合に限る。)

(o) 有害液体物質のうち、いずれか1つのもののみ又は相容性のある他の物質を繰返し
積載する船舶で且つ修理又は入渠の前にのみタンクの洗浄が行われそれにより生ず
る洗浄水が適当な受入れ施設に排出される計画の特殊な運航形態の船舶の場合、前
(a) から (ℓ) にかえて次の図面及び資料

(i) 分離バラストに関する図面及び資料

(ii) 貨物加熱装置に関する図面及び資料

(融点が15℃以上のB類物質を運送する場合に限る。)

(iii) 受入れ施設への排出装置 (受入れ施設の排出装置を使用する場合は不要。)

(iv) 本会が適当と認める操作手引書

(v) 運送予定貨物一覧表

(vi) 鋼船規則B編定める危険化学品ばら積船に要求される図面及び資料 (A, B,
C類物質を運送する場合に限る。)

(p) 主管庁が定める限定的な航海に従事する現存船にあつては、前 (a) から (ℓ) に
かえて次の図面及び資料

(i) 予備洗浄装置に関する図面及び資料

(ii) 受入れ施設への排出装置に関する図面及び資料

(iii) 貨物加熱装置に関する図面及び資料

(融点が15℃以上のB類物質を運送する場合に限る。)

(iv) P & A マニュアル

(q) その他本会が必要と認めるもの